

報告第五号

専決処分した事件の報告について

江戸川区の私債権の管理に関する条例（平成十八年三月江戸川区条例第十三号）
第八条第一項の規定により、区の私債権について、別紙調書のとおり和解したの
で、同条第二項の規定により報告する。

平成二十五年六月十日

江戸川区長 多田正見

和解調書（総括表）

No 1

債権の名称(担当部課)	和解額	和解の件数
江戸川区中小企業緊急特別対策資金貸付金 (生活振興部産業振興課)	1,959,695 円	1 件
合 計	1,959,695 円	1 件

和解調書

債権の名称 江戸川区中小企業緊急特別対策資金貸付金
担 当 部 課 生活振興部産業振興課

No 2

番号	和解額	和解日	和解の内容				
			裁判所及び事件番号	債権発生日	和解額内訳等	支払方法	当事者
1	1,959,695 円	平成25年1月21日	東京簡易裁判所 平成24年(イ)第421号	平成10年10月14日	元金 1,656,491 円 利息金 44,729 円 遅延損害金 258,475 円	平成25年1月から平成30年5月まで 毎月末日限り 30,000円ずつ 平成30年6月末日限り 9,695円	原告 江戸川区 被告 江戸川区内株式会社(債務者) 被告 市川市民 (連帯保証人)
計	1,959,695 円						